

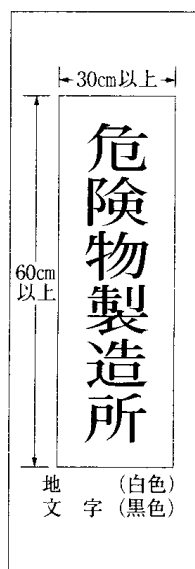
別記 6 [標識・掲示板]

1 標識

標識は、次によること。 (規則第 17 条第 1 項抜粋)

- (1) 標識は、幅 0.3 m 以上、長さ 0.6 m 以上の板であること。
- (2) 標識の色は、地を白色、文字を黒色とすること。

標識 (例図)



2 掲示板

掲示板は、次によること。 (規則第 18 条第 1 項抜粋)

- (1) 掲示板は、幅 0.3 m 以上、長さ 0.6 m 以上の板であること。
- (2) 掲示板には、貯蔵し、又は取り扱う危険物の類、品名及び貯蔵最大数量又は取扱最大数量、指定数量の倍数並びに政令第 31 条の 2 の製造所等 (危険物保安監督者を定めなければならない製造所等) にあつては危険物保安監督者の氏名又は職名を表示すること。
- (3) 前記 (2) の掲示板の色は、地を白色、文字を黒色とすること。
- (4) 前記 (2) の掲示板のほか、貯蔵し、又は取り扱う危険物に応じ、次表に掲げる注意事項を表示した掲示板を設けること。

注意事項一覧表

類別	貯蔵又は取扱う危険物	表示内容	掲示板の色
第 1 類	アルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含むもの	禁水	地-青 ・ 文字-白
	上記以外のもの	なし	
第 2 類	引火性固体	火気厳禁	地-赤 ・ 文字-白
	引火性固体以外のもの	火気注意	地-赤 ・ 文字-白

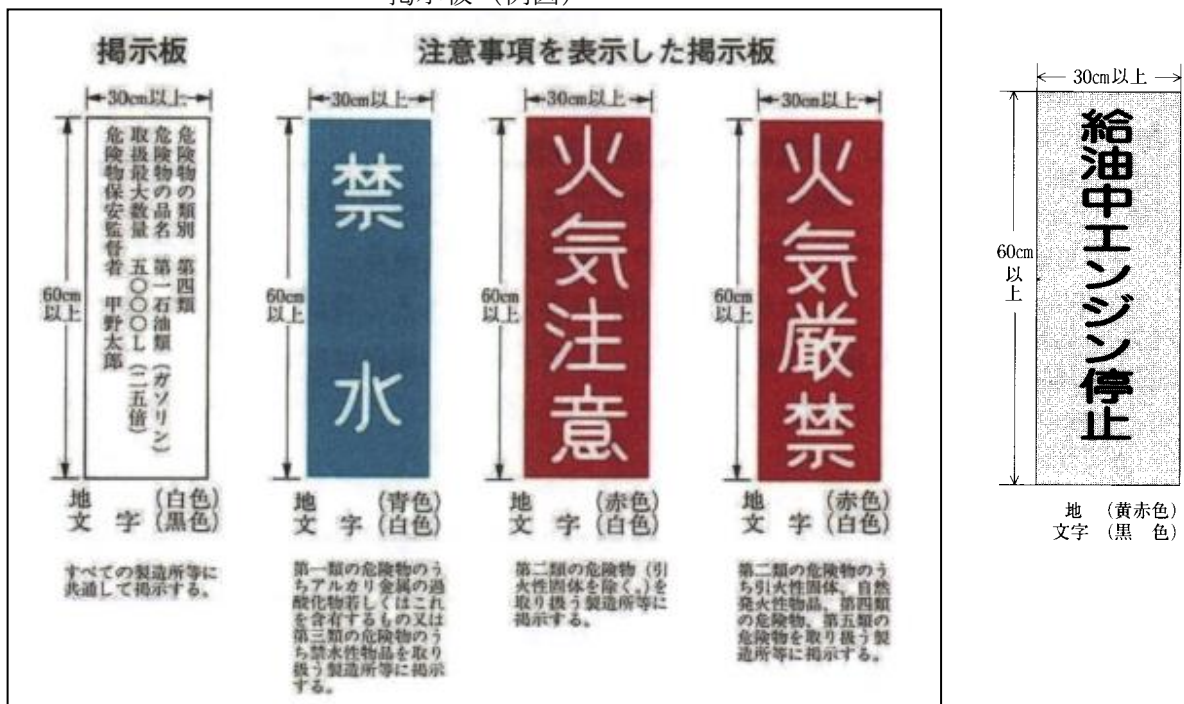
第3類	自然発火性物品	火気厳禁	地－赤 ・ 文字－白
	禁水性物品	禁 水	地－青 ・ 文字－白
第4類	すべて	火気厳禁	地－赤 ・ 文字－白
第5類	すべて	火気厳禁	地－赤 ・ 文字－白
第6類	すべて	な し	

注1 禁水性物品とは、第3類の危険物のうち政令第1条の5第5項の水との反応性試験において同条第6項に定める性状を示すもの（カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。）をいう。

注2 自然発火性物品とは、第3類の危険物のうち政令第1条の5第2項の自然発火性試験において同条第3項に定める性状を示すもの並びにアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんをいう。

- (5) 給油取扱所にあつては、(2) 及び(4) の掲示板のほか、地を黄赤色、文字を黒色として「給油中エンジン停止」と表示した掲示板を設けること。

掲示板（例図）



3 標識及び掲示板の材質

標識及び掲示板の材質は、耐候性、耐久性があるものとし、また、その文字は、雨水等により容易に消えることがないものとしなければならない。

4 標識及び掲示板の設置位置

(***)

- (1) 製造所・屋内貯蔵所・屋内タンク貯蔵所・販売取扱所・一般取扱所

出入口付近等の外部から見やすい箇所に設けるとともに、主たる出入口が2以上ある場

合には、2ヵ所以上設けること。

(2) 屋外タンク貯蔵所

屋外タンク貯蔵所ごとに設けるとともに、防油堤外側の見やすい箇所及び主たる道路の面に必要に応じて設けること。

(3) 地下タンク貯蔵所

地下貯蔵タンク上部の直近に設けるとともに、外部から見やすい箇所に設けること。

また、地下貯蔵タンクが2以上ある場合にあつては、わかりやすい配置図並びにタンク毎に貯蔵する危険物の数量、品名を記載しておくこと。中仕切のあるタンクについても同様とする。

(4) 屋外貯蔵所

屋外貯蔵所が面している主たる道路から見やすい箇所に設けること。

(5) 簡易タンク貯蔵所

① 屋外に設ける簡易タンク貯蔵所

上記(4)の例によること。

② 専用室内に設ける簡易タンク貯蔵所

上記(1)の例によること。

(6) 給油取扱所

自動車等の出入口付近の外部から見やすい箇所に設けること。